

[E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 9 月 12 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	都市排水に係る各種調査
対象国及び類似地域	フィリピン国及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピンは太平洋西縁の亜熱帯モンスーン地域に位置し、年間を通じて南西・北東モンスーンに起因する熱帯低気圧、台風又は高潮・高波が発生している。フィリピンは1980年から2024年までに死者約5万人、被災者約2億7,894万人、経済被害額約299億USドルという被害が報告されている（国際災害データベース（EM-DAT）、2025年）。特に、被災者の70%は洪水、24%は高潮・高波に起因している。また、風水害による農業生産・物流等の社会資本への被害についても、当該国の経済活動という観点から負のインパクトが大きい。

特に、フィリピンの経済活動の中心地でありながら低平地に位置するマニラ首都圏の洪水リスクは高く、1952年の排水対策のマスタープラン（以下「M/P」という。）、2005年にはJICAが雨水排水マスタープラン（以下「2005年JICA M/P」という。）および2012年の世界銀行により更新されたM/Pなど、都市の変容等に応じた更新を続けている。公共事業道路省（Department of Public Works and Highways。以下「DPWH」という。）は、放水路、排水路や河川改修などを行っているが、2024年の台風カリーナによる豪雨時には、色々な条件が重なったためPasig-Marikina川流域で発生した外水氾濫については大きな被害を生じなかったが、マニラ首都圏では甚大な内水氾濫被害が生じている。このことから、マニラ首都圏中心部にあるEspaña-UST地域やBuendia-Maricaban地域における継続的な対策が必要な状況にある。

一方、これら地域は既に高度な都市化が進行し、開渠による大規模排水路の整備は用地取得や工事中の交通渋滞が課題となり、ある程度地下トンネルにより対策が候補となってくる。このような状況下、2015年にJICAは日本の地下トンネル技術を活用した事業化の可能性検討を含む「マニラ首都圏における排水施設整備に係る情報収集・確認調査」（以下「2015年情報収集・確認調査」という。）により地下貯留管整備を検討したが、その後もDPWHによる対策は進行しておらず、変化する都市構造や気候変動影響等を踏まえた検討が必要になっている。

かかる状況下、同国政府は、マニラ首都圏における内水氾濫リスク削減に資する排水計画および維持管理に関する能力向上を目的とした「都市排水管理能力強化プロジェクト」（以下「本事業」という。）を我が国に要請した。なお、España-UST地域の内水排水対策については世界銀行の支援が検討中であり、本事業はBuendia-Maricaban地域（以下「対象地域」という。）を対象とする。本詳細計

画策定調査（以下「本調査」という。）は、本事業において上記目的の達成に必要な協力枠組み（案）、調査工程（案）、実施手法（案）、投入規模（案）、実施体制（案）、先方政府負担事項（案）の検討に必要な調査を行い、フィリピン政府と協議議事録（Minutes of Meetings。以下「M/M」という。）にて確認する。特に実施体制（案）については、内水氾濫はDPWHや地方自治体（LGU）による排水施設整備が通例であり、運用維持管理についてもマニラ首都圏開発庁（MMDA）やLGUが責任を負う。長期的な適切な維持管理を含め、DPWHを主要実施機関としつつ、関係機関が活動に参加する実施体制を提案していく。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2025年9月下旬～10月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② JICA 地球環境部防災グループ等との対処方針等打合せに参加する。
- ③ 本調査で収集すべき情報を整理・検討し、フィリピン側関係機関及び他ドナーに対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は現地渡航前に JICA と協議の上、決定する。これらは現地渡航前までに、JICA を通してフィリピン側関係機関や他ドナーに配付予定である。
- ④ 帰国後整理業務の中で作成する担当分野の調査結果の取りまとめ資料で記載する項目（目次）を作成し、JICA の確認を得る。
- ⑤ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) (案)、PO (Plan of Operations) (案) を検討する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑦ 本団員担当分野の調査工程（案）及び本事業本体の枠組（案）を検討する。

（2）現地業務（2025年10月上旬～2025年10月下旬）

- ① JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、現地調

査時の議事録（和文）、現地調査報告書（案）を作成する。

③ 事前配付した質問票への回答を回収する。

上記②および③を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。ただし、特に、イ）およびエ）の(f)については、2023年7月に作成した「フィリピン国重要流域治水対策強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」と重複しない調査方法とする。

ア) 要請背景・内容

イ) 関連する開発計画、政策、制度

ウ) 本事業に関連する他援助機関（世界銀行、アジア開発銀行、アジアインフラ投資銀行、韓国国際協力団等）の活動動向を整理し、連携の可能性があればそれを示す。

エ) フィリピン側関係機関との協議及び現地調査を実施し、担当分野に係る必要な情報・資料の収集及び現状把握・分析を行う。具体的には以下のとおり。

(a) 2015年情報収集・確認調査をベースに対象地域の内水氾濫に関する既存M/P及びそれに基づく治水事業の現状と課題を抽出する（その際、内水排水対策の実施上の課題（推進しなかった理由）に着目）。

(b) 本事業で策定する対象地域における内水氾濫M/Pの検討に必要な情報を更新・入手する（例：雨量データ、地形・標高データ、土地利用計画、人口・資産分布、浸水履歴、排水管網のレイアウト、ポンプ場の設置・稼働状況、地下利用状況、既存の気候変動シナリオ等。）。

(c) 対象地域における都市開発の状況及び将来の開発計画に係る情報を収集する。

(d) 対象地域における内水氾濫の発生メカニズムを簡易に概観した上で、本事業で策定するマニラ首都圏におけるM/Pの基本方針（案）並びに構造物対策及び非構造物対策の組合せ（案）の概略を初期的検討する。なお、その際、2023年の大統領令（Executive Order No.22）に基づく統合水資源管理（Integrated Water Resources Management。以下、「IWRM」という。）の観点からその可否を含めた検討とする。

- (e) JICA「重要流域治水対策強化プロジェクト」の対象であるPasig-Marikina川流域での検討との整合性を担保するための留意点を整理する。
 - (f) 本事業の実施体制（案）を検討する。関係機関の人員体制や予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み、役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制等を把握する。特に、施設整備と運用を所掌する各機関や、データを取得・管理するフィリピン大気地球環境部物理天文局（PAGASA）等の協力を得られるようにする。
さらに、現状の開発状況を踏まえた取水、地下埋没物確認と地下土地公共利用、排水路の廃棄物投棄対策など関連機関の所在を考慮する（その際、過去に連携が進まなかった要因を分析し、それを考慮した実施体制（案）を検討することとする）。
 - (g) 本事業の対策候補であるシールド工法による雨水貯留管の設置検討に必要な情報（例：社会構造や都市構造）を収集する。なお、2015年情報収集・確認調査以降、諸条件に変更があった場合、それを整理の上、対案を示す（例：発進立坑予定地の現状等）。
 - (h) 以上を踏まえ、担当分野に関する本事業の協力枠組み（案）、調査工程（案）、実施手法（案）、投入規模（案）、実施体制（案）、先方政府負担事項（案）を検討する。
- ④ 担当分野に関し、本事業で想定される現地再委託による作業の特定、TOR検討及びローカルコンサルタントに関する情報収集（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）を行う。
 - ⑤ 担当分野に関する先方政府説明資料を作成する。
 - ⑥ 担当分野の観点からM/M（案）及び討議議事録（Record of Discussions。以下、「R/D」という。）（案）の作成を支援する。
 - ⑦ 担当分野に係る現地調査結果をJICA フィリピン事務所等に報告する。
- (3) 整理業務（2025年11月上旬～2025年11月中旬）
- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
 - ② PDM案、PO案、R/D案の作成に協力する。
 - ③ 報告会等（帰国報告会、社内打合せ等）に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ④ 担当分野にかかる調査結果の取りまとめ資料を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（電子データ（Word、PDF）2025 年 11 月 18 日（火）までに提出。担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。詳細計画策定調査報告書（案）（和文）はドラフトを 2025 年 11 月 7 日（金）までに提出し、JICA によるコメントを踏まえたものを期日までに提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

航空経路は、成田／羽田⇒マニラを標準とします。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 10 月 8 日～10 月 31 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは 2 週間程度遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 技術総括 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 排水計画 (本コンサルタント)
- オ) 評価分析/ジェンダー (JICA が別途契約するコンサルタント)
- カ) 環境社会配慮 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- JICA グローバルアジェンダ No.20：防災・復興を通じた災害リスク削減 | 事業・プロジェクト - JICA
[防災・復興を通じた災害リスク削減 | 事業について - JICA](#)
- フィリピン国マニラ首都圏における排水施設整備に係る情報収集・確認調査
[12248753.pdf](#)
- [フィリピン国 重要流域治水対策強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書\[電子資料\]. -](#)

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につ

いては、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上